

## 清川村ふれあいセンター運営委員会（第2回）会議録

日時：令和5年11月8日（水曜日）

午後2時～午後3時10分

場所：役場庁舎3階 第2・3会議室

1 開 会 村上 課長

2 あいさつ 城所 委員長、川瀬 副村長

- 運営委員会規則第5条第2項「委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。」との規定に基づき、委員10名全員の出席で会議は成立する旨報告。

3 案 件

- 運営委員会規則第4条第2項「委員長は、会務を総理し会議の議長となる。」との規定に基づき、城所委員長が議長に就き議事を進行した。

(1) 新たな料金体系の検討について

※ 事務局より資料に基づき概要を説明した。

【質疑応答】

委 員) 村内在住者の区分をつくるということだが、その確認方法は。また、利用者が混在した場合の対応と村内在勤者への対応はどのように考えているのか。

事務局) 本人確認はマイナンバーカードや運転免許証、保険証などで確認する。村内外在住者が混在した場合については、浴場使用料は個々の区分で、特別室は村内在住者がいれば村内区分での対応を、また、在勤者については、別の優待制度等を活用して対応したいと考えている。

委 員) 村内在勤者は多くいるので、検討してもらいたい。

事務局) 今回の見直しに伴い、割引制度の導入も検討しているので、その中で企業連携も図っていききたい。

委 員) カラオケ室の利用料金は1人単位か。

事務局) カラオケ室の料金体系については、1部屋単位である。コミュニケーションの場として活用していただきたく、この内容であれば若い世代も活用しやすくなる。また、カラオケ室の利用にあたっては部屋の大小や人数は特に考慮しない考えである。

委 員) 宮ヶ瀬地区で入浴施設がないかと聞かれたことがあった。看板設置だけでは周知は足りないと思う。SNS等を活用して色々な面で情報発信をすべき。

委 員) 道の駅でも入浴施設についての問い合わせがあった。

事務局) 委員のご意見のとおり。村が弱い部分であるが、活用した情報発信を取り組んでいく。別途、クーポン等紙媒体も活用していく。

委 員) いきいきわいわいカード利用を土日も使えるようにとあるが、送迎車両の運行はどうするのか。

事務局) 当面は現状の平日運行のままで考えているが、休日運行についてはご意見を伺いながら検討する。

委員) 村民が良かったと思える目標設定が必要。税金を投入するので、青天井とはいかない。

事務局) 目標は収入額＝支出額で、収益を出せばいいと考える。現在5万人の利用見込であるが、更に1～2万人の増を目指す。

委員) やって見ないと分からないところはある。とりあえずは1年やってみて新たに検討することが現実的ではないか。

事務局) 村民の方の利用増を図っていきたい。また、割引等の活用により村外の方への呼び込みを強化し、知ってもらうことで収益確保をしていく。

委員) 施設も古いため修繕の経費もかかってくる。

委員) 在勤者の方も多くいるので、在勤者向けの検討もお願いしたい。

また、いきいきわいわいカード利用の見直し内容は利用者にとってありがたいものとなる。

委員) 収益施設として来てもらう提案をしていかなければならない。改定の内容はポスター掲示などで周知をすべき。見た人の口コミ等でも事前に広まる。

事務局) 決定した段階で、事前周知に努める。

委員) 今後の様子見だと意見があったが、今後の様子で細々と変更するのはどうだろうか。幅のある内容にしてはどうか。

事務局) 割引対応条件を柔軟に活用して運用し、ニーズに応えられるようにすることを考えている。

委員) 特別室利用の際、入館料は不要か。

事務局) 現在と同じく入館料は必要となる。

委員) 管理者の権限で料金改定はしていいと考える。他地域にある同様の施設は2、3年ごとに改定されている。

委員) 変わり湯の検討をしたらどうか。

事務局) 冬至のゆず湯や端午の節句の菖蒲湯など年に数回は行っているが、施設設備の負担もあるので、考慮しつつ検討する。

委員) 村内にある施設だから皆で使おうと、もっとPRすべき。

- 議長の取りまとめにより、事務局提案内容で委員の賛同を得る。

## (2) その他

事務局) 今回いただいた意見をもとに条例の改定案を作成し、村議会12月定例会に上程させていただく。議決後は見直し内容の周知を行なっていくので、引き続き委員皆さまのご協力をお願いしたい。

- 出席委員からの提案等は特になし。